

山梨県公報

第八十九号

令和二年

四月十六日

木曜日

目次

告示 手数料の収納事務の委託……………一七九

訓令

○山梨県総合計画推進本部規程の一部を改正する訓令……………一七九

公告

○一般競争入札について……………一八〇
○狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施……………一八二
○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………一八三
○障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更……………一八三
○土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定……………一八三
○都市計画の変更図書の縦覧……………一八三
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………一八四

公安委員会

○技能検定員等審査の実施……………一八四

その他

○漁業法による水産動植物の取扱いの指示……………一八五

正誤

○平成元年四月二十日付第二十九号中……………一八五
○平成五年六月二十四日付第四百三十四号中……………一八五
○平成七年六月十五日付第六百二十五号中……………一八五
○平成十三年四月九日付第千八百四十四号中……………一八五
○平成十六年十一月十八日付第千五百二十五号中……………一八五
○平成十八年三月三十日付第千六百五十三号中……………一八六
○平成二十二年三月二十九日付第二千二十九号中……………一八六
○平成二十二年十一月四日付第二千八百六十六号中……………一八六
○平成二十四年五月十四日付第二千二百二十七号中……………一八六

告示

○平成二十四年十二月三日付第二千二百八十二号中……………一八六
○平成二十五年九月十九日付第二千三百五十五号中……………一八六
○平成二十七年三月三十日付第二千四百九十七号中……………一八六
○平成二十七年六月二十九日付第二千五百二十二号中……………一八六
○平成二十八年三月二十四日付第二千五百九十号中(二件)……………一八六
○平成二十九年三月二十三日付第二千六百八十二号中……………一八六
○平成三十年三月二十六日付第二千七百七十八号中……………一八七

山梨県告示第百五十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり手数料の収納事務を委託した。

令和二年四月十六日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 委託の相手方 南アルプス市下高砂八百四十七番地 一般財団法人山梨県交通安全協会
- 二 委託に係る手数料 パーキング・チケット発給手数料
- 三 委託の期間 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

訓令

山梨県訓令甲第十二号

山梨県総合計画推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和二年四月十六日
山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県総合計画推進本部規程の一部を改正する訓令
山梨県総合計画推進本部規程(平成十九年山梨県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「総合政策部長」を「知事政策局長」に改める。

第八条中「総合政策部」を「知事政策局」に改める。

別表第一中「総合政策部長 オリンピック・パラリンピック推進局長」を「知事秘書

監 知事政策局長 スポーツ振興局長」に、「エネルギー局長 産業労働部長 観光部長」を「産業労働部長 観光文化部長」に改める。
別表第二総合政策部の項及びオリンピック・パラリンピック推進局の項を次のように改める。

知事政策局	知事政策局次長 政策参事 政策主幹
スポーツ振興局	スポーツ振興局次長 主幹

別表第二中エネルギー局の項を削り、観光部の項を次のように改める。

観光文化部	観光文化部次長 企画調整主幹
-------	----------------

別表第二企業局の項中「企業局次長」を「企業局長」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

山梨県訓令第十三号

本 庁
出 先 機 関

山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令

山梨県行政改革推進本部規程（平成十九年山梨県訓令第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「総合政策部次長」を「知事政策局次長」に改める。

第五条中「総合政策部政策企画課」を「知事政策局政策企画グループ」に改める。

別表第一中「総合政策部長 オリピック・パラリンピック推進局長」を「知事秘書

監 知事政策局長 スポーツ振興局長」に、「エネルギー局長 産業労働部長 観光部

長」を「産業労働部長 観光文化部長」に改める。

別表第二中「総合政策部次長 オリピック・パラリンピック推進局理事」を「知事

政策局次長 スポーツ振興局次長」に、「エネルギー政策推進監 産業労働部次長 観

光部次長」を「産業労働部次長 観光文化部次長」に、「企業局次長」を「企業局長」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和二年四月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 一般競争入札に付する事項

1 調達する役務の名称及び数量

(一) 名称 消防防災ヘリコプター運航管理業務

(二) 数量 一式

2 調達する役務の様態等 入札説明書及び仕様書で定める内容であること。

3 履行期間 令和二年六月一日から令和五年五月三十一日まで

4 履行場所 別途協議して定める場所

二 事務を担当する所属 山梨県防災局消防保安課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名

停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加

資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七條の四第一項各号

のいづれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六百六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させない

こととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していない

もの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）

第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

四 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 仕様等に適合した業務を確実に履行することができることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。

4 航空運送事業（航空法第二条第十八項）及び航空機使用事業（航空法第二条第二十一項）の許可を得ている者であること。

5 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において、登録業種（役務）のうち、「運送業務」に登録されている者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日から令和二年四月二十四日（金）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県甲斐市宇津谷四百四十五番地の一 山梨県防災局消防保安課消防防災航空担当

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日から令和二年四月二十四日（金）までの日（県の休日を除く。）に、四三に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

2 入札説明会 実施しない。なお、現地確認を希望する場合は、次のとおり実施する。

(一) 日時 令和二年四月二十七日（月）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

(二) 場所 四三に掲げる場所

3 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和二年四月二十四日（金）までの日

（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで四三に掲げる場所において直接交付する。

4 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

5 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和二年五月二十八日（木）午前十一時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁防災新館四階四二会議室

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

(一) 三に掲げる一般競争入札の参加資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件

に違反したとき。

7 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本件は、低入札価格調査制度を適用し、設定した調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格審査委員会の審査を経て落札者を決定する。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 有

6 契約書作成の要否 要

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げた一般競争入札の参加資格のうち一つで

も満たさなくなつた場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 本公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、当該契約を解除することがある。

(三) 詳細は、入札説明書による。

(四) 問合せ先 山梨県防災局消防保安課消防防災航空担当(電話〇五五一一二〇一三六〇一)

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be procured : Helicopter operation management service Iset
- 2 Date and time for tender : 11:00AM May 28,2020
- 3 Bureau in charge : Fire Fighting and Safety Administration Office, Disaster Prevention Bureau,Yamanashi Prefectural Government, 445-1 Utsuya kaishi Yamanashi-ken 400-0108 Japan TEL 0551-20-3601

● 狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第四十一条及び第五十一条第二項の規定により、狩猟免許試験等を次のとおり実施する。

令和二年四月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

第一 狩猟免許試験

一 試験日時

- 1 第一回 令和二年八月一日(土)及び同月二日(日)(いずれの日であるかは、申請者ごとに知事が別に指定する。)午前九時二十分から午後四時まで
 - 2 第二回 令和三年一月二十日(水)及び同月二十一日(木)(いずれの日であるかは、申請者ごとに知事が別に指定する。)午前九時二十分から午後四時まで
- 二 試験場所 甲府市川田町五百十七番地山梨県立青少年センター
- 三 受験資格 法第四十条各号のいずれにも該当しない者であること。
- 四 試験科目
- 1 適性試験 視力、聴力及び運動能力
 - 2 知識試験 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣

並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識

3 技能試験 猟具の安全な取扱い方、瞬間的な鳥獣の判別等

五 受験手続

1 提出書類 次に掲げるものとする。

(一) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号。以下「規則」という。)第四十八条第一項に規定する免許申請書

(二) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可(以下「猟銃等の所持の許可」という。)を受けている場合にあっては、その許可証の写し

(三) 猟銃等の所持の許可を受けていない場合にあっては、その者が法第四十条第二号から第四号までに該当しないことについての医師の診断書(おおむね申請前六月以内のもの)

(四) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景の縦の長さ三・〇センチメートルかつ横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 一枚

2 狩猟免許申請手数料 五千二百円(法第四十九条各号に掲げる者にあつては、三千九百円。狩猟免許申請書に狩猟免許申請手数料の額に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。)

六 申請書の受付期間

- 1 第一回 令和二年六月一日(月)から同月三十日(火)まで(山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。))を除く日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで)。
- 2 第二回 令和二年十一月二日(月)から同年十二月十一日(金)まで(県の休日を除く日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで)。ただし、郵送の場合は、同日までの消印のあるものを有効とする。

七 申請書の提出先 申請者の住所地を所管する山梨県林務環境事務所森づくり推進課

第二 狩猟免許の更新に係る適性検査等

- 一 適性検査の日及び場所 住所地を所管する山梨県林務環境事務所において確認すること。
- 二 適性検査の対象者 令和二年九月十四日まで有効の狩猟免許を持っている者で、狩猟免許の更新を受けようとするもの

三 適性検査の内容 視力、聴力及び運動能力
四 適性検査に併せて実施する講習の内容 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理

五 申請の手続

1 提出書類 次に掲げるものとする。

(一) 規則第五十八条第一項に規定する免許更新申請書

(二) 第一の五(二)に掲げる書類

(三) 第一の五(三)に掲げる書類

(四) 第一の五(四)に掲げる書類

2 狩猟免許更新申請手数料 二千九百円(狩猟免許更新申請書に二千九百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。)

六 申請書の受付期間 令和二年六月一日(月)から同月三十日(火)まで(県の休日を除く日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで)。ただし、郵送の場合は、同日までの消印のあるものを有効とする。

七 申請書の提出先 申請者の住所地を所管する山梨県林務環境事務所森づくり推進課

第三 問合せ先 山梨県森林環境部みどり自然課(電話〇五五―二二三―一五二〇)

又は申請者の住所地を所管する山梨県林務環境事務所森づくり推進課

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により山梨市から聴取した意見について、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和二年四月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地 コメリハード&グリーン山梨万力店 山梨県山

梨市万力字足原田九百六十三番外

二 届出の内容 新設

三 届出の公告日 令和元年十二月五日

四 意見の概要 交通安全対策の実施

五 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

センター

六 縦覧期間 この公告の日から令和二年五月十八日まで

● 障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二十七条第三項の規定により、障害者就業・生活支援センターとして指定した社会福祉法人ぶどうの里から事務所の所在地の変更に係る届出があったので、同条第四項の規定により、次のとおり公示する。

令和二年四月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
事務所の所在地	甲州市塩山上於曾九百三十三番地六	山梨市下井尻九百五十一番地一マロニエテラス一棟二百一号	令和二年四月一日

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業(土地改良施設耐震対策事業小篠地区)計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和二年四月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間 この公告の日から同年五月十九日まで

三 縦覧場所 大月市役所

四 審査請求期間 この公告の日から令和二年六月三日まで

五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和二年七月十九日まで

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により大月市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和二年四月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 大月都市計画下水道
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和二年四月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 山梨県知事 長 崎 幸太郎
 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 山梨県知事 長 崎 幸太郎
 の三、六百六十三から六百六十六まで、六百六十七の一から六百六十七の五まで、六百七十一の一及び六百七十一の二、道並びに水の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び山梨県市役所に備え置いて縦覧に供する。）
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

住所	氏名
山梨県山梨市大草町下條中割 六百六十五番地	サンセパージュ株式会社 代表取締役 海沼公志
山梨県甲州市塩山熊野千二百 五の一	株式会社サン・フーズ 代表取締役社長 田中良治

公安委員会

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

令和二年四月十六日

山梨県公安委員会

委員長 石 川 恵

- 一 審査の種類 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、けん引免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る「技能検定員審査」及び「教習指導員審査」
- 二 審査日時及び場所
 - 1 審査日時 令和二年五月十九日（火）から同月二十二日（金）までの午前九時から午後五時まで
 - 2 審査場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター
- 三 受付期間及び場所
 - 1 期間 令和二年五月十一日（月）から同月十五日（金）まで
 - 2 場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係
- 四 審査内容
 - 1 技能検定員審査 技能検定に関する技能及び知識
 - 2 教習指導員審査 教習に関する技能及び知識
- 五 審査手数料
 - 1 技能検定員審査
 - (一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 二万三千四百円
 - (二) 普通自動車免許 一万九千五百円
 - (三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 一万四千七百円
 - (四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 二万五千五百円
 - 2 教習指導員審査
 - (一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 一万四千五百五十円
 - (二) 普通自動車免許 一万千八百五十円

- (三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 九千六百五十円
 - (四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 一万二千四百五十円
- なお、山梨県収入証紙により納付すること。
- 六 その他

- 1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五―二八五―〇五三三（内線五九二））に問い合わせること。
 - 2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。
- 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。
- なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し、申請すること。

そ の 他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

令和二年四月十六日

山梨県内水面漁場管理委員会

会 長 宮 崎 淳 一

一 指示の内容

- 1 琴川ダム貯水池（乙女湖）において、コクチバス（スマールマウスバス）を目的とした採捕を行ってはならない。ただし、山梨県漁業協同組合連合会又は峡東漁業協同組合若しくはその従事者が駆除のために行う場合及び公的研究機関が試験研究の用に供する場合は、この限りではない。
 - 2 琴川ダム貯水池（乙女湖）において、コクチバス（スマールマウスバス）以外の魚種を目的とした採捕を行い、コクチバス（スマールマウスバス）を採捕した場合は、平成二十二年二月四日漁場管理委員会指示第一一一号に準じ、コクチバス（スマールマウスバス）を琴川ダム貯水池（乙女湖）に再び放してはならない。
- 二 指示の区域 柳平大橋より下流の琴川ダム貯水池（乙女湖）

三 指示の期間 令和二年四月十七日から令和三年四月十六日まで

正 誤

ページ	段	行	誤	正

○ 平成元年四月二十日（第二十九号）山梨県告示第九十号（富士北麓都市計画事業の事業計画の変更認可）

一九三	上	十	昭和五十二年二月十九日	昭和五十二年九月二十六日
-----	---	---	-------------	--------------

○ 平成五年六月二十四日（第四百三十四号）山梨県告示第二百八十二号（都市計画事業の事業計画の変更認可）

四三七	上	一	昭和五十二年二月十九日	昭和五十二年九月二十六日
-----	---	---	-------------	--------------

○ 平成七年六月十五日（第六百二十五号）山梨県告示第二百四十五号（都市計画事業の事業計画の変更認可）

三二七	上	終わりから 十一	昭和五十二年二月十九日	昭和五十二年九月二十六日
-----	---	-------------	-------------	--------------

○ 平成十三年四月九日（第一千八百四十四号）山梨県告示第二百十五号（都市計画事業の事業計画の変更認可）

二二六	上	三	昭和五十二年二月十九日	昭和五十二年九月二十六日
-----	---	---	-------------	--------------

○ 平成十六年十一月十八日（第一千五百二十五号）山梨県告示第五百三十八号（都市計画事業の事業計画の変更認可）

七四九	上	終わりから 三	昭和五十二年二月十九日	昭和五十二年九月二十六日
-----	---	------------	-------------	--------------

○ 平成十八年三月三十日（第千六百五十三号）山梨県告示第百九十一号（都市計画事業の事業計画の変更認可）

二二五	上	終わりから	昭和五十二年二月十九日	昭和五十二年九月二十六日
	二			

○ 平成二十二年三月二十九日（第千二十九号）山梨県告示第百二十七号（都市計画事業の事業計画の変更認可）

二二五	上	終わりから	昭和五十二年二月十九日	昭和五十二年九月二十六日
	十二			

○ 平成二十二年十一月四日（第千八十六号）山梨県告示第三百二十八号（都市計画事業の事業計画の変更認可）

六三〇	上	終わりから	昭和五十二年二月十九日	昭和五十二年九月二十六日
	十二			

○ 平成二十四年五月十四日（第千二百二十七号）山梨県告示第百八十号（都市計画事業の事業計画の変更認可）

二八二	下	終わりから	昭和五十二年二月十九日	昭和五十二年九月二十六日
	五			

○ 平成二十四年十二月三日（第千二百八十二号）山梨県告示第四百二十九号（都市計画事業の事業計画の変更認可）

七〇〇	下	十三	昭和五十二年二月十九日	昭和五十二年九月二十六日
-----	---	----	-------------	--------------

○ 平成二十五年九月十九日（第千三百五十五号）山梨県告示第百九十八号（都市計画事業の事業計画の変更認可）

六〇五	下	終わりから	昭和五十二年二月十九日	昭和五十二年九月二十六日
	十二			

○ 平成二十七年三月三十日（第千四百九十七号）山梨県告示第百十五号（都市計画事業の事業計画の変更認可）

二二〇	上	五	平成十一年山梨県告示第百五十八号	平成元年山梨県告示第七号、平成九年山梨県告示第百五号、平成十一年山梨県告示第百五十八号
-----	---	---	------------------	---

○ 平成二十七年六月二十九日（第千五百二十二号）山梨県告示第百三十二号（都市計画事業の事業計画の変更認可）

四七四	下	一	昭和五十二年二月十九日	昭和五十二年九月二十六日
-----	---	---	-------------	--------------

○ 平成二十八年三月二十四日（第千五百九十号）山梨県告示第百十三号（都市計画事業の事業計画の変更認可）

一八〇	上	九、十	平成二十一年山梨県告示第百十四号及び平成二十六年山梨県告示第百五十四号	平成二十一年山梨県告示第百十四号、平成二十二年山梨県告示第百二十八号及び平成二十六年山梨県告示第百五十四号
-----	---	-----	-------------------------------------	---

○ 平成二十八年三月二十四日（第千五百九十号）山梨県告示第百二十号（都市計画事業の事業計画の変更認可）

一八二	下	八、九	平成八年山梨県告示第百六十四号、平成十八年山梨県告示第百三十六号	平成八年山梨県告示第百六十四号、平成十二年山梨県告示第百十五号、平成十三年山梨県告示第百二十七号、平成十八年山梨県告示第百三十六号
-----	---	-----	----------------------------------	---

○ 平成二十九年三月二十三日（第千六百八十二号）山梨県告示第七十六号（都市計

画事業の事業計画の変更認可

一六八 上 十三

昭和五十二年二月十九日

昭和五十二年九月二十六日

○ 平成三十年三月二十六日（第二千七百七十八号）山梨県告示第九十六号（都市計画事業の事業計画の変更認可）

一一六 下 八

終わりから

昭和五十二年二月十九日

昭和五十二年九月二十六日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番